

企業版ふるさと納税にかかるマッチング支援業務委託 質問書に対する回答

2025年6月3日

NO	質問内容	回答
1	過年度に弊社が紹介した企業より、今年度も引き続きご寄附をいただけた場合、委託料対象としていただけますでしょうか？	単に過年度にご紹介があったのみでは対象とはできません。当年度の寄附が貴社からの働きかけが実施されたことにより行われたことが客観的に認められる場合に委託料対象とさせていただきます。ただし、契約期間外に寄附が実施された場合は委託料の対象とはできません。